広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　新津市役所　総務企画課
電話　代表 880 番
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回　発行

◎火の始末、人にたのむなまかせるな

新津市ほう賞条例制定

市政功労者など 晴れの表彰式

一小体育館で挙行

晴れの表彰式は、十一月二十三日第一小学校体育館で行なわれました。

市では、市政の進展、産業の振興、文化の向上そのほか市民の福祉の増進のために多大な功労のあった者、また、市民の模範となるべき行為をしたものを表彰するため新しく、新津市ほう賞条例を制定いたしました。その第一回目の表彰式が去る二十三日第一小学校体育館で行なわれました。

今回、表彰された方は個人五五人名、団体一二であります。

この、ほう賞の対象となるのは、個人または団体でつぎに該当する者を市長が表彰するものです。

1　市議会の議員として十年以上その職にあった者
2　市長、助役または収入役として八年以上その職にあった者
3　市の執行機関としての委員会の委員、もしくは委員として十年以上その職にあった者、前各号に掲げる者のほか、市の非常勤の特別職に十年以上在職した者
4　新津市職員定数条例に定める市職員として二十年以上在職した者
5　その功績が顕著である者
6　科学芸術、技芸、産業、福祉、教育、その他文化の向上に尽くしその功績が顕著である者
7　保健衛生または体育の向上に尽くし、その功績が顕著である者
8　道路、河川、公園その他公共的施設の設置または維持管理に尽くし、その功績が顕著である者
9　災害救助、犯罪、交通その他社会不安の発生の防止もしくは除去または人命救助、財産保護に尽くし、その功績が顕著である者
10　貯蓄、納税のために尽くし、その功績が顕著である者

1　表彰状（へ有功表彰状）
2　感謝状
3　賞詞

等に区分されており、毎年十一月に表彰状および賞詞の授与を行ないます。また特別の事由があるときは、その都度行なわれることになっております。

1号から3号までの非由により有功表彰を受けられた者には、市の主催および賞詞の授与を行ないます。また特別の事由があるときは、その都度行なわれることになっております。

自転車の傘さし運転禁止

バイクの横向き相乗りも違反

新潟県道路交通法の施行細則が十月三十日から一部改正されました。

改正された細則を、市民のみなさんに非常によくおいていただき交通事故防止に協力されるようお願いいたします。

道路交通法施行細則で一部改正された点は次のとおりです。

1　**からかさ・こうもり**をさして自転車を運転しないこと。
2　**灯火やブレーキ**および**警音器**（ベルなど）のない自転車は運転しないこと。
3　二人乗りできるバイクや二輪の自動車の座席に他の人を乗せるときは**横向きに腰かける姿勢**で乗せないこと。
4　荷台の土砂や砂利などを**飛散しながら**運転することのないよう積載に十分注意すること。
5　**道路に商品や物品を**出したり上から吊り下げないこと。
6　**氷結**のおそれがあるときは道路に水をまかないこと。

気象条件最悪

火の元に厳重注意

秋の火災予防運動

火災を多く使用する季節となり、火災が非常に多く、また気象条件も悪いので大火になりやすい十一月二十六日から十二月二十六全国的に秋の火災予防運動が実施されております。

この運動は、恐しい火災を予防するために消防法令の周知徹底をはかり火災予防思想の普及向上を推進し、国民の生命、身体、財産を火災から守り、社会公共の福祉の発展と国民経済の安定に資することが目的となっております。

今回実施していただく事項は次の通りです。

1　火気器具類による火災の防止
2　煙突の補修勧行
3　乗降場などの防災体制の確立
4　消火設備の点検と活用訓練
5　危険物取扱関係施設の防火強化
6　少量危険物取扱いの注意
7　手形割引期間
8　保証料

「手形割引」制度を新設

商業手形の資金化を図る

このたび中小企業金融の円滑をはかるため、政府の施策に沿うべき「新潟県保証協会」において、新たに「根保証（手形割引）制度」を設けました。このことは中小企業者に対する金融機関の貸付（割引）について、あらかじめ一定の極度金額、期間を定め、その範囲内において反復継続して行なわれる貸付（割引）については期間の終了時における元本残高を言います。

1　**目的**
県内中小企業者の事業資金の円滑と保証の迅速をはかるため、根保証制度を確立し、特に商業手形の資金化を促進する。

2　**定義**
(1)　小口特別保証
三十万円以下、日歩、四厘七毛
(2)　一般保証
五十万円を超え百万円以下、日歩、五厘、百万円を超えるもの、日歩、五厘二毛

3　**申込人の資格**
県内に工場、店舗を有し引き続いて六か月以上同一事業を経営している中小企業者

4　**資金の使途**
事業に必要な運転資金

5　**保証金額**
保証金額の極度額は
(1)　一企業者当たり
一千万円以内
(2)　組合
二千万円以内

6　**保証期間**
保証期間は一年以内とする。ただし手形割引の発生する期間のみを定めたときには、その期間は少なくとも一年。

7　**手形割引期間**
手形割引期間は原則として四か月以内とする。

8　**保証料**
(1)　一般保証
五十万円以下、日歩、四厘七毛
五十万円を超え百万円以下、日歩、五厘、百万円を超えるもの、日歩、五厘二毛
(2)　小口特別保証
三十万円以下、日歩、四厘七毛

9　**保証条件**
必要と認めるときは、保証人または、担保を徴する。手形貸付の見返商業手形、手形割引の期末手形については必要に応じ手形銘柄の指定、振出人毎の最高限度額等を指定することができるものとする。

10　**要件**
中小企業者と金融機関との間に継続的取引に関する約定が存すること。

この制度は、今年の十一月一日から実施されております。

その他くわしいことは各金融機関、新津商工会議所にご照会ください。

たばこは新津地内で買いましょう

歳末たすけあい運動

生活にお困りの方々に「明るいお正月」を迎えていただくために、みんなであたたかい手をさしのべましょう。
歳末同情袋にご協力をおねがいします。

昭和40年度幼稚園々児募集

昭和四十年四月から、あらたに入園する市立幼稚園々児を、次のように募集いたしますから、入園希望者は募集期間中に、幼稚園長宛願書を提出されるようお知らせいたします。

1　趣旨　学校教育者に引きつづく、通年制市立幼稚園であって有料とする。
2　資格　満四才を以上学令前まで。
3　願書受付期間　昭和四十年一月十一日から昭和四十年一月二十日まで。願書の用紙、募集要項は各幼稚園にあるから、ご請求ください。
4　募集人員と要項　入園希望幼稚園へお申し込みください。
(1)　募集人員　表のとおり。
入園許可は園長において、なお超過の場合抽せんにより選考をします。
なお超過の場合抽せんによって決定します。

幼稚園名	場所	募集学年	募集定員
新津市第一幼稚園	新津第一小学校内	九〇	六〇
新津市第二幼稚園	新津第二小学校内	五三	六四
新津市第四幼稚園	新小学校内	七〇	三〇
新津市第五幼稚園	西小学校内	三〇	三〇
新津市小合東幼稚園	小合東小学校内	一七	四〇

幼稚園名	場所	募集学年	募集定員
新津市第一幼稚園	新津第一小学校内	六〇	一五〇
新津市第二幼稚園	新津第二小学校内	六四	一一〇
新津市第四幼稚園	新小学校内	三〇	九〇
新津市第五幼稚園	西小学校内	三〇	六〇
新津市小合東幼稚園	小合東小学校内	四〇	四七

年末の荷物は早目に

例年、年末になりますと、荷物が急激に増加し特に十二月十五日を過ぎますと荷物が遅れるためせっかくの荷物が高ったりする事があります。年末の荷物はなるべく早目にお出しください。

また、荷遅りが弱かったり、荷札の枚数が少ないなどのために起る事故も少なくありません。

荷造りは丈夫に、あて先は書き易いように工夫してください。あて先を書き易くするためには、あて先はなるべくくわしく書いてください。

また、荷造りは、何々馬内とした書き方は荷物には通用いたしませんからご注意願います。（新津駅）

新年祝賀

日時　昭和四十年一月一日　午前十一時
会場　新津第一小学校（体育館）
会費　金百五十円

名刺交換会

主催　新津市
新津商工会議所
各農業協同組合

お申し込みは12月20日まで（期日厳守）
住所、氏名（必要ある場合は職業）明記のうえ市役所総務企画課、または区長へ会費を添えて申込みください。